

福岡県公報

平成二十四年七月十日
第三千四百十号
増刊
①

目次

訓令(第十二号)

○福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令(生活安全課)……………一

訓令

福岡県訓令第十二号

本庁
出先機関

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程(昭和四十四年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職にある者が二人以上であるときは、所属長が指名する者一人を幹事とする。

別表第一総務部の項中「消防防災課長」を「消防防災指導課長」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産物安全課長」を「食の安全・地産地消課長」に改める。

別表第二総務部の項中「消防防災課副課長」を「消防防災指導課課長補佐」に改め、

同表企画・地域振興部の項中「調査統計課課長補佐」を「調査統計課企画主幹」に改め、

同表農林水産部の項中「農林水産物安全課課長補佐」を「食の安全・地産地消課課長補佐」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。